

## 千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱（以下「要綱」という。）の事務取扱いについて、必要な細目を定めることを目的とする。

### (要件への該当性判断)

第2条 要綱第3条第1項各号及び第5条第1項各号に定める各要件の該当性判断は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第24条に基づく報告又は第25条に基づく立入検査等により確認した内容をもとに行う。

2 前項の確認にあたり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）を保管する事業者（以下「保管事業者」という。法第18条第3項の規定により高濃度PCB廃棄物とみなされた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者を含む。）が、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、捜査機関と協議の上、厳正に対処するとともに、その違反行為を行った理由の聴取及びその状況の記録を行う。

### (立入検査等による確認内容)

第3条 前条第1項において確認する内容は、次の項目とする。

(1) PCB廃棄物の保管状況

(2) 帳簿類（処分委託に必要な資力が保管事業者にあるか判断するために必要な貸借対照表、損益計算書等の書類を含む。）

2 保管事業者に対する指導又は助言の経緯は書面にて記録する。

3 保管事業者の不存在又は不明が疑われる場合は、登記記録や住民票等の公的書類により実態を把握し、保管事業者の特定に努める。

### (改善命令の発出)

第4条 要綱第3条第1項の改善命令書は、様式第1号とする。

2 改善命令の履行期限は、改善命令の発出日から起算して30日以内の期間に定める日を指定する。ただし、改善命令の対象となる保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）等にPCB廃棄物の処理費用の助成を申請し、その助成等を受ける可能性がある場合は、その申請から決定までに要する期間を考慮し、履行期限を改善命令の発出日から起算して60日以内の期間に定める日とする。

3 改善命令書の送達方法は、次のとおりとする。

(1) 原則として、対象となる保管事業者到手渡し、受領署名又は写真撮影により送達の記録を残す。

(2) 対象となる保管事業者が破産手続開始決定を受けている場合は破産管財人に、清算中の場合は清算人に、逮捕、拘留その他の処分により刑事施設に収容されている場合は当該刑事施設の長に手渡し、受領署名又は写真撮影により送達の記録を残す。

(3) 対象となる保管事業者到手渡すことが困難な場合は、配達証明郵便による送達又は送達す

べき場所へ投函にて送達する。投函にて送達する際は、複数人で実施し、送達の様子を写真撮影する。

(4) 第1号から第3号までのいずれの方法でも送達が困難な場合は、保管事業者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに改善命令書をいつでもその者に交付する旨を記載した資料を市庁舎の掲示板に掲示し、掲示日から2週間を経過したときに、改善命令書がその者に到達したものとみなす。

(5) 対象となる保管事業者が不存在の場合は、改善命令書を発出ししない。

4 第2項の履行期限、第6条第2項の提出期限及び代執行を対象となる保管事業者に確知させる期間を考慮すると、法第10条第1項に定める期間の末日から1年を経過した日までに処分等措置を講ずることができない場合について、改善命令をするいとまがないと判断する。

#### (改善命令の履行の確認)

第5条 改善命令の履行の確認は、PCB廃棄物の処分に係る委託契約書の書面等によるほか、必要に応じて、法第25条第1項に基づく立入検査等の実施による。

2 改善命令の対象となる保管事業者が、書面で当該改善命令に係る処分等措置を講じない意思を明確に表示した場合、その措置を講ずる見込みがないと判断する。

3 第4条第2項の履行期限の概ね10日前において、当該改善命令に係る処分等措置が講じられていないときは、その対象となる保管事業者に対し、改めて書面で当該改善命令の履行を催促する。ただし、第4条第3項第4号により改善命令書が到達したとみなした場合及び第5号により改善命令書を発出しなかった場合はこの限りではない。

#### (弁明の機会の付与)

第6条 要綱第4条第1項の弁明の機会の付与は、様式第2号によりその旨の通知を対象となる保管事業者へ送達することで実施する。

2 対象となる保管事業者が弁明を行う場合は、書面で提出することとし、提出期限は前項の通知日から起算して10日以内の期間に定める日とする。

3 第1項の送達方法は、第4条第3項の規定を準用する。

#### (代執行)

第7条 要綱第5条第1項の代執行を実施する際は、様式第3号によりその旨を対象となる保管事業者へ送達し、確知させる。ただし、対象となる保管事業者が不存在の場合は通知しない。

2 前項の送達の方法は、第4条第3項の規定を準用する。

3 要綱第5条第2項に規定する公告は、保管事業者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名、代執行の実施日、実施内容、実施に関する費用の見積額及び代執行費用を徴収する旨を記載した資料を市庁舎の掲示板に掲示すること等により実施する。

4 前項の公告の期間は、原則として30日間とする。

5 代執行の実施に当たり、PCB廃棄物処理業者との委託契約を締結する場合は、代執行支援事業による助成金の交付申請をJESCOへ行う。また、対象となるPCB廃棄物の情報がJESCOに登録されている場合は、それらを市長の名義に変更する手続も同様に行う。

6 市長は、代執行に随伴するものとして、必要最小限の実力を行使することができる。

(行政処分の公表)

第8条 要綱第6条の公表は、改善命令又は代執行を行った相手方、処分年月日及び処分の内容とする。

2 前項の公表は、記者発表及び千葉市ホームページに掲載する方法によって行う。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

(様式第1号)

## 改善命令書

千葉市達環産第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

千葉市長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、次のとおり処分等措置を講ずることを命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1項の規定により罰せられることがある。

### 記

- 1 講ずべき処分等措置の内容
- 2 履行期限
- 3 命令を行う理由
- 4 措置を講じないとき

(教示)

この処分について不服があるときは、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができる。

#### 1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対してすることができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、審査請求をすることができない。

#### 2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告（訴訟においては千葉市長が千葉市の代表者となる。）として提起することができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、上記1の審査請求を行った場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

(様式第2号)

弁明の機会付与通知書

千葉市達環産第 号

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

千葉市長

次のとおり弁明の機会を付与しますので、行政手続法第30条の規定により通知します。

- 1 弁明の件名
- 2 予定される不利益処分の内容
- 3 不利益処分の根拠となる法令の条項
- 4 不利益処分の原因となる事実
- 5 弁明書の提出先
- 6 弁明書の提出期限
- 7 その他

(様式第3号)

千葉市達環産第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

千葉市長

### 代執行の実施について（通知）

法第13条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり代執行を実施しますので、通知します。

なお、代執行の実施に要した費用は、法第13条第2項及び第3項の規定に基づき、追って徴収します。

#### 1 実施時期

#### 2 代執行の実施内容

- (1)
- (2)
- (3)

#### 3 代執行の実施に要する費用の見積額

(教示)

この処分について不服があるときは、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができる。

##### 1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、審査請求をすることができない。

##### 2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告（訴訟においては千葉市長が千葉市の代表者となる。）として提起することができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、上記1の審査請求を行った場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。